

# 請 求 書

公職選挙法第49条第2項の規定により、令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査において、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいので、同法施行令第59条の4第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所

和歌山県東牟婁郡串本町 番地

令和 年 月 日

氏 名

串本町選挙管理委員会委員長 橋 本 新 蔵 様

備 考

- 1 氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。
- 2 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されますので、明確に記載してください。
- 3 郵便等投票証明書を必ず提示してください（郵便等により請求書を提出する場合は、同封してください。）。